

○始良市ふるさと移住定住促進条例

平成 29 年3月 28 日条例第 10 号

始良市ふるさと移住定住促進条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における移住定住を促進するために必要な助成措置を講じることにより、本市の中山間地域の活性化と均衡ある発展を図るとともに、空き家の有効活用を図り、豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象地区 別表第1の右欄に掲げる小学校区をいう。
- (2) 市街地 補助対象地区以外の地域をいう。
- (3) 転入定住者 平成 29 年4月1日(以下「基準日」という。)から平成 32 年3月 31 日までの間に、本市以外の市区町村から定住の意思をもって本市の補助対象地区に転入し、本市の市民として住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者をいう。ただし、本市の補助対象地区から転出又は転居後1年に満たない間に再転入した者は除く。
- (4) 転居定住者 基準日から平成 32 年3月 31 日までの間に、市街地から定住の意思をもって補助対象地区に転居し、当該補助対象地区の住民として現に住民基本台帳に記録され、本市に生活の本拠がある者をいう。ただし、当該補助対象地区から転出又は転居後1年に満たない者は除く。
- (5) 世帯責任者 世帯において主として世帯の生計を維持している者又は住宅取得若しくは増改築に係る経費を最も多く負担している者と市長が認めるものをいう。
- (6) 貸家 賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅をいう。ただし、給与住宅(企業などが給与の一部として与える社宅や寮などをいう。)及び公営住宅(公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)を除く。
- (7) 建売住宅 事業者が販売を目的に建設した新築物件で、かつて居住の用に供された事実がないと市長が認めるものをいう。
- (8) 中古住宅 かつて居住の用に供された事実があると市長が認める物件をいう。ただし、転入定住者又は転居定住者と2親等以内の関係にある親族が所有する住宅を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 基準日以後に自己が居住する目的で住宅を新築若しくは購入又は購入した中古住宅を増改築した転入定住者又は転居定住者の世帯責任者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者。ただし、規則で定める国庫補助金等により、住宅を新築若しくは購入又は購入した中古住宅を増改築した者を除く。

ア 転入日又は転居日において満 65 歳未満であること。

イ 居住地区の活性化の推進に協力する意思を有する者

ウ 納付義務を負う市区町村税に現に滞納がないこと。

エ 補助対象者並びに現に同居し、及び同居しようとする者が始良市暴力団排除条例（平成 24 年始良市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 基準日以後に補助対象地区の貸家に入居した転入定住者又は転居定住者の世帯責任者で、前号アからエまでのいずれにも該当する者
（補助金の種類及び額等）

第4条 補助金の種類、交付区分、交付金額及び限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 別表第2により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則で定める方法により、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、規則で定める始良市ふるさと 移住定住促進審査会（以下「審査会」という。）に諮り、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 住宅等取得補助金の交付を受けた者が補助対象地区に新築又は購入した住宅へ住所を移した日から5年以内に生活の本拠を移すことになったとき。

(2) 住宅等取得補助金の交付を受けた者が補助対象地区に新築又は購入した住宅へ住所を移した日から5年以内に、当該補助金の交付対象となった住宅を売却、譲渡又は貸付けしたとき。

(3) 家賃補助金の交付を受けた者が補助対象地区の貸家へ住所を移した日から3年以内に生活の本拠を移すことになったとき。

(4) 提出した書類に偽りその他の不正があったとき。

(5) この条例の規定に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める事由があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別の事由があると市長が認めるときは、前項に規定する補助金の返還の全部又は一部を免除することができる。
(報告等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告又は書類の提出(次項において「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から報告等を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年4月1日から施行する。

(始良市移住定住促進条例の廃止)

2 始良市移住定住促進条例(平成 24 年始良市条例第 11 号)は、廃止する。

(始良市移住定住促進条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日前に、廃止前の始良市移住定住促進条例(以下「廃止前の条例」という。)第5条に規定する補助対象者又は廃止前の条例により住宅等取得補助金、子ども補助金又は住宅増改築補助金の交付を受けている場合の補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

	補助対象地区
1	永原小学校区
2	竜門小学校区
3	山田小学校区
4	北山小学校区
5	漆小学校区
6	西浦小学校区
7	新留小学校区
8	(旧)中野小学校区
9	(旧)高牧小学校区
10	(旧)小川内小学校区
11	(旧)大山小学校区

備考 この表に掲げる小学校区内に存する自治会については、規則で定める。

別表第2(第4条関係)

補助金の種類	交付区分	交付金額	限度額
住宅等取得補助金	基準日以後に補助対象地区に住宅を新築し、又は築後3年未満の建売住宅を購入した場合	土地の購入に係る取得経費及び住宅の新築又は購入に係る取得経費の総額の2分の1	(1) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳以下の場合 200万円 (2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 100万円
	基準日以後に補助対象地区に存する築後3年以上の建売住宅又は中古住宅を購入した場合		(1) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳以下の場合 100万円 (2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 50万円
子ども補助金	住宅等取得補助金交付申請日において、同じ世帯員として住民基本台帳に記録されている小学生以下の者を扶養する場合	被扶養者1人あたり30万円	100万円
住宅増改築等補助金	基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区内の中古住宅を購入し、その住宅を1年以内に増改築した場合(家	増改築等に要した経費(50万円以上に限る。)の2分の1	(1) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳以下の場合 100万円

	財道具等の撤去費を含む。)		(2) 補助対象者が転入日又は転居日において満50歳を超え満65歳未満の場合 50万円
	基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区内の住宅を賃貸し、その住宅を1年以内に借主が増改築した場合(家財道具等の撤去費を含む。)	増改築等に要した経費(30万円以上に限る。)の2分の1	50万円
家賃補助金	店舗等併用の賃貸住宅の場合は、住居部分に係る賃料のみを対象とする。	月額賃料の2分の1	(1) 1月当たり1万円を上限とする。 (2) 賃貸借契約の開始日の属する月の賃料から対象とし、支給開始月に引き続く23か月分を限度とする。
引越費用補助金	住宅等取得補助金及び家賃補助金の交付対象者で、基準日以後に当該補助金に係る補助対象地区へ転入又は転居する際に引越し事業者に荷物の搬送を依頼した場合	引越しに要した経費(5万円以上に限る。)の2分の1	(1) 市外からの転入の場合 10万円 (2) 市内からの転居の場合 5万円